第１９回　兵庫県道路メンテナンス会議

（令和８年度　第１回）

日時：令和８年 10 月 29 日（木）14:00～
場所：兵庫国道事務所６F 会議室(WEB 会議併用)

議　事　次　第
（第１部）

１．開　　会

２．あいさつ（会長）

３．議　　事

（１）	兵庫県道路メンテナンス会議　規約改正	資料１
（２）	令和７年度兵庫県道路メンテナンス会議活動報告	資料２
（３）	令和８年度兵庫県道路メンテナンス会議活動計画（案）	資料３
（４）	令和７年度の点検実施速報	資料４
（５）	３巡目点検計画	資料５
（６）	令和８年度地域一括発注の状況と計画	資料６
（７）	広報活動について	資料７

４．その他

兵庫県道路メンテナンス会議　規約

資料１

（名称）
第１条
本会は、「兵庫県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目的）
第２条
高度経済成長期に整備された大量の社会資本が、今後、急速に老朽化することを踏まえ、近い将来に大きな負担を生じることがないよう老朽化対策を着実に推進する必要がある。
本会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、兵庫県内の各道路管理者が、道路の維持管理についての情報共有や課題への連携を深め、道路施設の適切な維持管理を図る仕組みづくりと体制を構築することを目的とする。

（事業）
第３条
本会議は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）道路施設の維持管理に係る意見調整・情報共有に関すること。
（２）道路施設の点検、修繕計画等の調整に関すること。
（３）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
（４）その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

（組織）
第４条
１　本会議は、第２条の目的を達成するため、兵庫県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
２　本会議には、会長及び副会長を５名置くものとし、構成は「別表－１」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
３　会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
４　本会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－２」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
５　本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の

各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡会議を置くものとする。

なお、跨道橋連絡会議会則は別途定めるものとする。

6　本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。

なお、道路鉄道連絡会議規約は別途定めるものとする。

7　本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び地下占用物件の占用者からなる地下占用物等連絡会議を置くものとする。

なお、地下占用物等連絡会議規約は別途定めるものとする。

（幹事会）

第５条

幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

（１）本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

（２）本会議における協議議題の調整

（３）規約の策定・改正・廃止等に係る調整

（４）その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

（書面決議）

第６条

本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、本会議を開催せずに書面評決により議決することができ、多数決をもって成立とする。

（事務局）

第７条

1　会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2　事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－１」のとおりとする。

（規約の改正）

第８条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第９条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成２６年　６月２６日から施行する。
本規約は、平成２６年１２月１９日に改正する。
本規約は、平成２７年　６月０１日に改正する。
本規約は、平成２８年　１月２０日に改正する。
本規約は、平成２８年　６月２７日に改正する。
本規約は、平成２９年　１月１６日に改正する。
本規約は、平成２９年　６月２９日に改正する。
本規約は、平成３０年　７月２０日に改正する。
本規約は、令和　元年　７月２２日に改正する。
本規約は、令和　２年　８月　４日に改正する。
本規約は、令和　３年　９月１４日に改正する。
本規約は、令和　４年　７月２７日に改正する。
本規約は、令和　５年　７月２４日に改正する。
本規約は、令和　６年　９月２７日に改正する。
本規約は、令和　７年１０月１０日に改正する。
本規約は、令和　８年１０月２９日に改正する。

「別表－１」

兵庫県道路メンテナンス会議　本会議名簿

会員

所　　属		役職	備考
国	国土交通省　近畿地方整備局　兵庫国道事務所	所長	会　長
	〃　　〃　　姫路河川国道事務所	所長	副会長
	〃　　〃　　豊岡河川国道事務所	所長	副会長
県	兵庫県　土木部　技術企画課	課長	
	〃　　〃　　道路企画課	課長	
	〃　　〃　　道路保全課	課長	副会長
	〃　　〃　　道路街路課	課長	
	〃　　〃　　道路街路課	街路班長	
市町	神戸市　建設局　道路工務課	課長	副会長
	姫路市　建設局　道路管理部　長寿命化対策課	課長	副会長
	尼崎市　都市整備局　土木部　橋りょう維持担当	課長	
	明石市　都市局　道路安全室　道路整備課	道路維持・保全担当課長	
	西宮市　土木局　道路部　道路補修課	課長	
	洲本市　都市整備部　建設課	課長	
	芦屋市　都市政策部　都市基盤室　基盤整備課	課長	
	伊丹市　都市交通部　道路室　道路保全課	課長	
	相生市　建設農林部　都市整備課	課長	
	豊岡市　都市整備部　建設課	次長兼課長	
	加古川市　建設部　道路保全課	課長	
	赤穂市　建設部　土木課	課長	
	西脇市　建設水道部　土木課	課長	
	宝塚市　都市安全部　道路維持管理担当	課長	
	三木市　都市整備部　道路河川課	課長	
	高砂市　都市創造部　土木建設室　道路公園課	課長	
	川西市　土木部　道路整備課	課長	
	小野市　地域振興部　道路河川課	課長	
	三田市　都市整備部　建設課	課長	
	加西市　建設部　土木課	課長	
	丹波篠山市　まちづくり部　地域整備課	課長	
	養父市　まち整備部　建設課	課長	
	丹波市　建設部　道路河川課	課長	

	南あわじ市　まちづくり建設部　建設課	課長	
	朝来市　都市整備部　建設課	課長	
	淡路市 都市整備部 建設課	課長	
	宍粟市　建設部　建設課	課長	
	加東市　都市整備部　土木課	課長	
	たつの市　都市建設部　建設課	課長	
	猪名川町　まちづくり部　建設課	課長	
	多可町　建設課	課長	
	稲美町　地域整備部　土木課	課長	
	播磨町　都市基盤部　土木課	課長	
	市川町　建設課	課長	
	福崎町　まちづくり課	課長	
	神河町　建設課	課長	
	太子町　経済建設部　まちづくり課	課長	
	上郡町　建設課	課長	
	佐用町　建設課	課長	
	香美町　建設課	課長	
	新温泉町　建設課	課長	
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター　まちづくり推進部	部長	
公社	兵庫県道路公社　技術部	副部長	
	神戸市道路公社　道路管理部　管理課	課長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社　関西支社　神戸高速道路事務所	所長	
	〃　〃　大阪高速道路事務所	副所長	
	〃　〃　福崎高速道路事務所	副所長	
	〃　〃　福知山高速道路事務所	副所長	
	〃　〃　姫路高速道路事務所	副所長	
	〃　〃　第二神明道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社　中国支社　津山高速道路事務所	副所長	
	阪神高速道路株式会社　神戸管理・保全部	保全工事担当部長	
	本州四国連絡高速道路株式会社　神戸管理センター	所長	
	〃　鳴門管理センター	副所長	

オブザーバー

	所　　属	役職	備考
国	国土交通省　近畿地方整備局　道路部	道路保全企画官	
	〃　　〃　　〃	道路構造保全官	
	〃　　〃　　地域道路課	課長	
	近畿道路メンテナンスセンター	センター長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社　関西支社　保全サービス統括課	課長代理	
	西日本高速道路株式会社　関西支社　保全サービス統括課		
	阪神高速道路株式会社　保全交通部　保全計画課	主任	

事務局

	所　　属	役職	備考
国	国土交通省　近畿地方整備局　兵庫国道事務所	総括保全対策官	主担当
	〃　　〃　　兵庫国道事務所　管理第二課	課長	担当
	〃　　〃　　兵庫国道事務所　管理第二課	保全企画係長	担当
	〃　　〃　　兵庫国道事務所　管理第二課	指導員	担当
	〃　　〃　　姫路河川国道事務所　道路管理第二課	課長	副担当
	〃　　〃　　姫路河川国道事務所　道路管理第二課	保全企画係長	副担当
	〃　　〃　　姫路河川国道事務所　道路管理第二課	専門員	副担当
	〃　　〃　　豊岡河川国道事務所　道路管理課	課長	副担当
	〃　　〃　　豊岡河川国道事務所　道路管理課	専門職	副担当
	〃　　〃　　豊岡河川国道事務所　道路管理課	維持修繕係長	副担当
県	兵庫県　土木部　道路街路課　街路班（市町道担当）	主任	副担当
	〃　〃　道路保全課　保全班（橋梁担当）	主任	連絡担当
	〃　〃　道路企画課　事業推進班	主査	副担当
市町	神戸市　建設局　道路工務課	係長	副担当
財団	(公益財団)兵庫県まちづくり技術センター　まちづくり推進部　市町支援課	課長	副担当
高速道路会社	西日本高速道路株式会社　関西支社　神戸高速道路事務所　統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社　保全交通部　保全計画課		担当
	〃　　神戸管理・保全部　保全管理課	主任	
	本州四国連絡高速道路株式会社　神戸管理センター　計画課	課長	副担当

「別表－２」

兵庫県道路メンテナンス会議　本会議名簿

幹事

所　　属		役職	備考
国	国土交通省　近畿地方整備局　兵庫国道事務所	副所長	幹事長
	〃　　〃　　姫路河川国道事務所	副所長	副幹事長
	〃　　〃　　豊岡河川国道事務所	副所長	副幹事長
県	兵庫県　土木部　技術企画課　県土政策班	主幹	
	〃　土木部　道路企画課　事業推進班	班長	
	〃　〃　道路保全課　保全班	保全班長	副幹事長
	〃　〃　道路街路課　街路班	主幹	
市町	神戸市　建設局　道路工務課	係長	
	西宮市　土木局　道路部　道路補修課	係長	
	川西市　土木部　道路整備課	課長	
	高砂市　都市創造部　土木建設室　道路公園課	課長	
	三木市　都市整備部　道路河川課	課長	
	福崎町　まちづくり課	課長	
	相生市　建設農林部　都市整備課	課長	
	朝来市　都市整備部　建設課	課長	
	丹波市　建設部　道路整備課	課長	
	南あわじ市　産業建設部　建設課	係長	
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター　まちづくり推進部　市町支援課	課長	
公社	兵庫県　道路公社　技術部　保全課	課長	
	神戸市道路公社　道路管理部　管理課	係長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社　関西支社　神戸高速道路事務所　統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社　神戸管理・保全部	保全工事担当部長	副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社　神戸管理センター　計画課	課長	

令和7年度　兵庫県道路メンテナンス会議　活動報告

資料２

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議 地下占用物連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月		4／30 第1回　兵庫県地下占用物連絡会議		
5月	5／22 近畿管内道路メンテナンス会議			
6月				
7月		7／29 第2回　兵庫県地下占用物連絡会議		
8月			8／25 メンテナンス年報公表 （令和6年度）	
9月				
10月	10／10 第1回兵庫県道路メンテナンス会議			10／15 橋梁点検新技術デモ（養父市）
11月		11／6 第1回　道路鉄道連絡会議		
12月				
1月				
2月				
3月				

令和7年度 兵庫県道路メンテナンス会議　活動報告

1．近畿管内合同メンテナンス会議（インフラメンテナンス国民会議）

日　　時：令和７年５月２３日（金）13:30～14:30
開催場所：花博記念公園鶴見緑地　ハナミズキホール付属展示場

2．第１回　兵庫県道路メンテナンス会議

日　　時：令和７年１０月１０日（金）15:00～17:00
開催場所：兵庫国道事務所　6階会議室（ＷＥＢ会議併用）
参 加 者 ：兵庫国道事事務所・姫路河川国道事務所・豊岡河川国道事務所
兵庫県・神戸市・兵庫県内各市町・兵庫県道路公社・神戸市道路公社・
西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道(株)・
公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

～ 議事次第 ～
1. メンテナンス会議 規約改正
2. メンテナンス会議 活動報告・計画(案)
3. R6年度 点検実施速報
4. R7年度 点検計画
5. 地域一括発注の状況と計画
6. 広報活動について
7. 意見交換　　など

◇会場の様子



（会場、WEB参加をあわせて105名が参加）

令和7年度 兵庫県道路メンテナンス会議　活動報告

３．兵庫県地下占用物連絡会議

【第１回】日　　時：令和７年４月３０日（水）14:00～16:00
　　開催場所：兵庫国道事務所　6階会議室（ＷＥＢ会議併用）

【第２回】日　　時：令和７年７月２９日（火）14:00～16:00
　　開催場所：兵庫国道事務所　6階会議室（ＷＥＢ会議併用）

　兵庫県内の道路管理者、道路地下の鉄道施設・通信関係施設・電力関係施 設・ガス関係施設・上下水道施設、その他の占用者を構成員とし、全国で発生した最近の道路陥没事例及び令和６年度の点検実施状況の共有等を行った。

４．橋梁点検新技術のデモンストレーション

日　　時　：　令和７年１０月１５日（水）　13:30～15:00
開催場所　：　「諏訪橋」（兵庫県養父市八鹿町八鹿地先）

　養父市長、養父市職員、兵庫県内自治体職員等、近畿地方整備局職員の参加のもと、「ドローン搭載カメラによる点検支援技術（うき）／（剥離・鉄筋露出）」と「ＰＣグラウト充填を確認する超音波パルスエコー法」の２技術について紹介するとともに、これら新技術の体験会を実施した。

令和7年度 兵庫県道路メンテナンス会議　活動報告

◆令和７年度の橋梁点検支援デモンストレーション

養父市管理の橋梁で点検支援技術の現場デモを実施しました！

○ 第１部では兵庫県養父市の大林賢一市長及び市職員等を対象に、橋梁点検の新技術デモを行いました。
○ また、第２部では兵庫県道路メンテナンス会議構成員を対象に、新技術の説明や意見交換を行いました。
○ 新技術の活用で、交通規制の削減による【社会的影響の軽減】や高所作業の削減による【安全性の向上】、デジタル技術の活用による【点検精度の向上】が期待できることから、積極的な活用を推進しています。

日　時：令和７年１０月１５日（水）
　　[第１部]１３：３０～１４：００　[第２部]１４：００～１５：００
場　所：諏訪橋（兵庫県養父市八鹿町八鹿）（養父市管理）
内　容：①ドローン搭載カメラによる点検支援技術（剥離・鉄筋露出）／（うき）
　　②ＰＣグラウト充填を確認する超音波パルスエコー法
参加者：６５名（養父市長及び養父市職員９名、兵庫県内道路管理自治体等職員
　　１３団体３６名、近畿地方整備局職員１４名、報道関係６名　他）


【挨拶】大林市長


【挨拶】澤村事務所長


ドローン搭載カメラによる点検支援技術


ＰＣグラウト充填を確認する超音波パルスエコー法



【大林市長コメント】
・新技術の橋梁点検を見させていただきましたが、本当に効率的で、これから人材不足、技術者不足が問われる中で、こういう新技術を使った橋梁点検を提案していくことが大事だと思います。
・こういう技術がどんどん進んでいき、橋梁点検を含めた道路のインフラメンテナンスの負担が少しでも軽くなればと思ったのが私の感想です。

問合せ先
国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所
道路管理課　TEL(0796)22-3126（代表）
養父市 まち整備部 建設課　TEL(079)664-1984（直通）
国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター
技術課　TEL(072)800-6222（代表）

令和8年度　兵庫県道路メンテナンス会議　活動計画（案）

資料３

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議 地下占用物等連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月				
5月	5月22日 近畿管内道路メンテナンス会議	5月13日 第1回　兵庫県地下占用物等 連絡会議		
6月				
7月				
8月		8月25日 第2回　兵庫県地下占用物等 連絡会議	8月26日 メンテナンス年報公表 （令和7年度版）	
9月				
10月	10月29日 第1回兵庫県道路メンテナンス会議			
11月				
12月		第1回　道路鉄道連絡会議		橋梁点検新技術デモ （加古川市）
1月				
2月		第1回　跨道橋連絡会議		
3月				

令和7年度点検実施速報（全体）

資料４

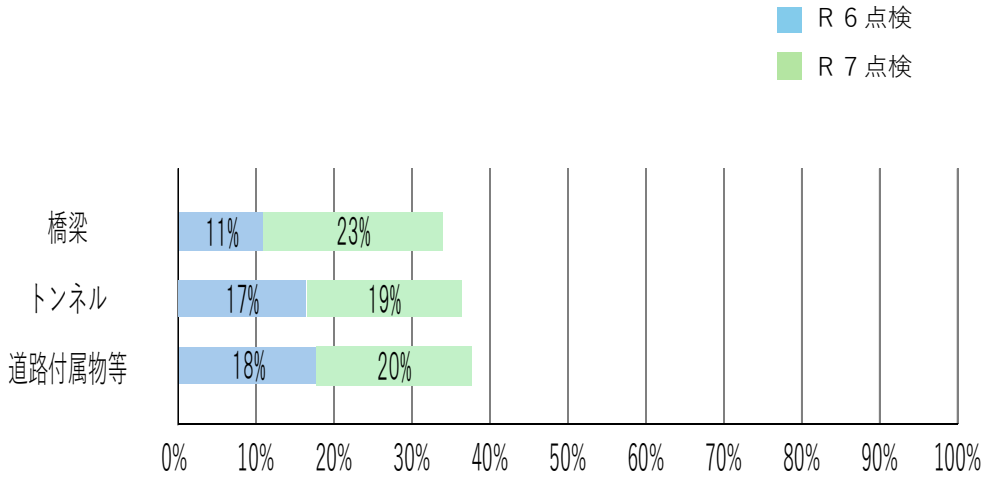
〇現在2巡目点検（令和元年度～5年度）を完了しており、橋梁・トンネル・道路附属物等とも100%を実施済
〇3巡目（令和6・7年度）の点検実施率は、橋梁　約34%、トンネル　約36%、道路附属物等　約38%
〇橋梁の管理者毎の点検実施率は、32%～47%で、合計では34%

＜＜令和7年度の点検実施速報＞＞

【3巡目　点検状況（全体）】

道路メンテナンス年報　令和7年度版データより抽出

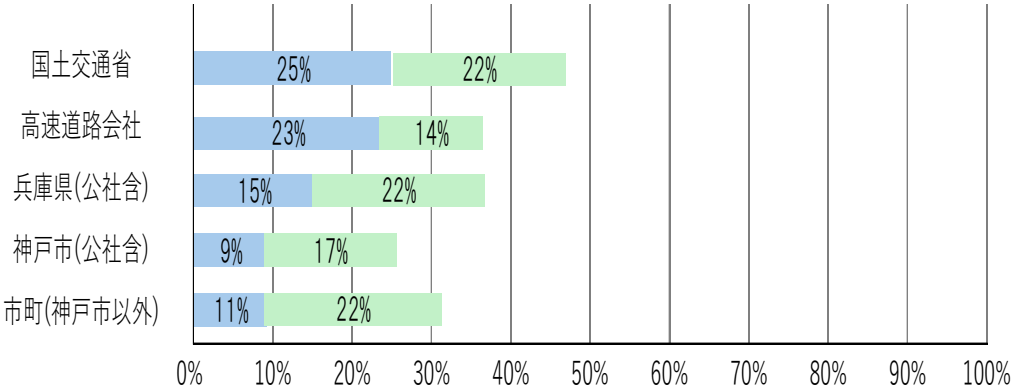
道路施設分類	管理施設数	点検実施数					３巡目実施率
		R６	R７	R８	R９	R１０	
橋梁	30,447	3,451	6,699				34%
トンネル	416	67	78				36%
道路附属物等	2,112	368	418				38%



【3巡目　橋梁点検状況（管理者別）】

道路メンテナンス年報　令和7年度版データより抽出

管理者	管理施設数	点検実施数					３巡目実施率
		R６	R７	R８	R９	R１０	
国土交通省	1,478	365	326				47%
高速道路会社	1,322	297	178				36%
兵庫県（公社含）	4,967	733	1,091				37%
神戸市（公社含）	2,361	211	398				26%
市町（神戸市以外）	20,319	1,845	4,706				32%
合計	30,447	3,451	6,699				34%



※　点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※　管理施設数は移管等により年度によって施設数は変更する場合がある。

注：R8.4月時点

令和7年度点検実施速報（全体）

資料４

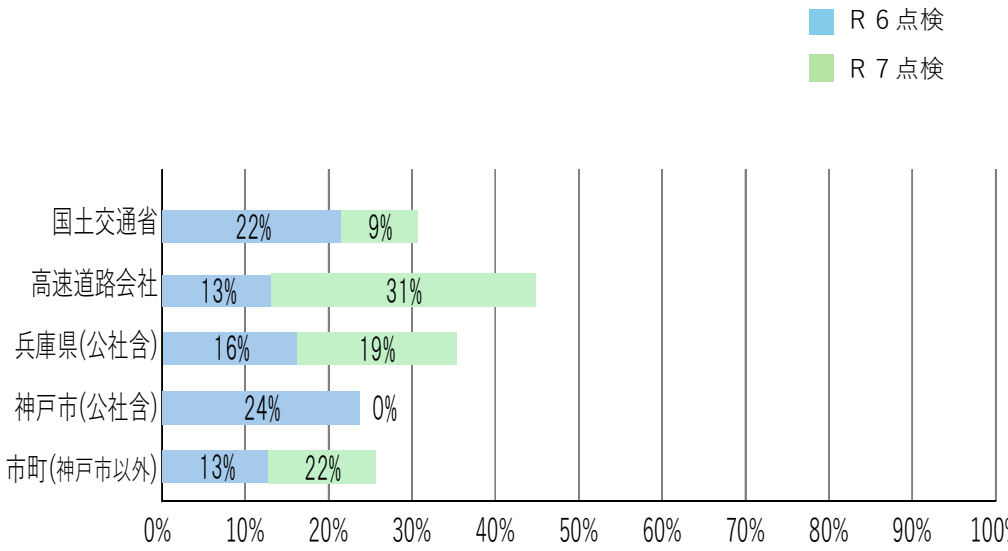
〇トンネルの管理者毎の点検実施率は、24%～44%で、合計では36%
〇道路附属物等の管理者毎の点検実施率は、14%～69%で、合計では38%

＜＜令和7年度の点検実施速報＞＞

【3巡目　トンネル点検状況（管理者別）】

道路メンテナンス年報　令和7年度版データより抽出

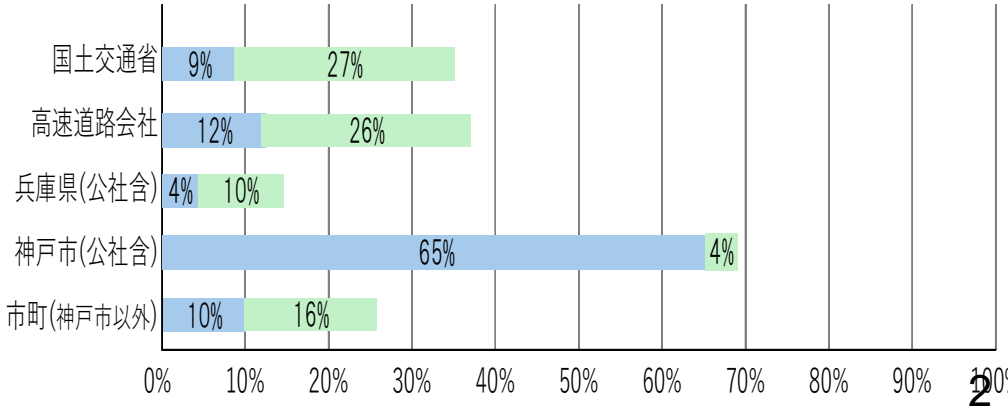
管理者	管理施設数	点検実施数					3巡目実施率
		R６	R７	R８	R９	R１０	
国土交通省	58	12	5				31%
高速道路会社	151	19	45				44%
兵庫県（公社含）	129	21	24				35%
神戸市（公社含）	46	11	0				24%
市町（神戸市以外）	32	4	4				25%
合計	416	67	78				36%



【3巡目　道路附属物等点検状況（管理者別）】

道路メンテナンス年報　令和7年度版データより抽出

管理者	管理施設数	点検実施数					3巡目実施率
		R６	R７	R８	R９	R１０	
国土交通省	453	39	121				35%
高速道路会社	926	111	233				38%
兵庫県（公社含）	268	11	26				14%
神戸市（公社含）	293	190	11				69%
市町（神戸市以外）	172	17	27				26%
合計	2,112	368	418				38%



※　点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※　管理施設数は移管等により年度によって施設数は変更する場合がある。

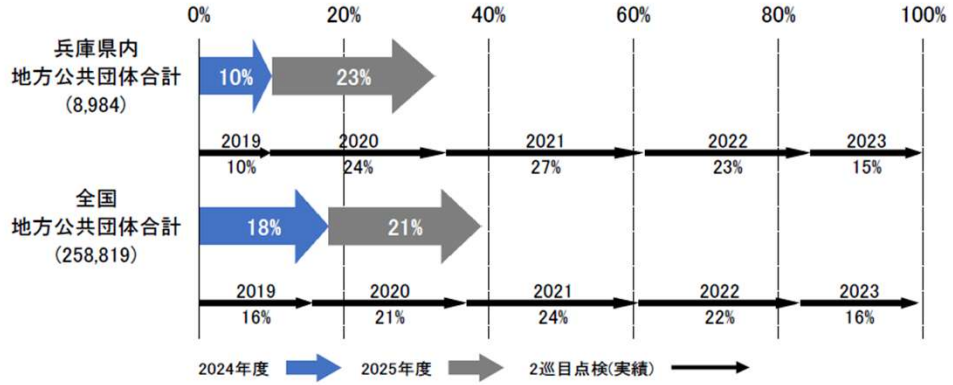
注：R8.4月時点

令和7年度点検実施速報（全体）

兵庫県内地方公共団体の点検結果速報＜橋梁＞

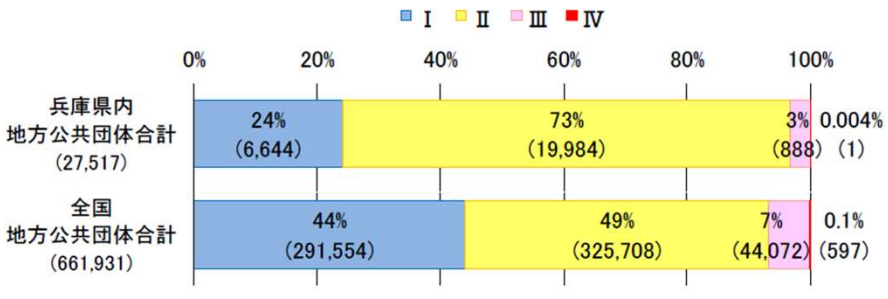
【 3巡目（2024～2025）の点検実施率）及び2025年度末時点の判定区分 】

3巡目点検（2024～2025年度）の点検実施率



※（ ）内は、2025年度末時点管理施設のうち、2024～2025年度に点検を実施した施設数の合計。

2025年度末時点の判定区分



※（ ）内は、2025年度末時点管理施設のうち、2014～2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※判定区分Ⅰ:健全 判定区分Ⅱ:予防保全段階 判定区分Ⅲ:早期措置段階 判定区分Ⅳ:緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況（2025年度末時点）

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B（B／A）	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C（C／A）	昨年度からの完了済施設増加数 ※
兵庫県内地方公共団体合計	1,018	888 (87%)	109	754 (74%)	177
全国地方公共団体合計	48,494	33,541 (69%)	5,460	21,833 (45%)	6,477

○3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B（B／A）	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C（C／A）	昨年度からの完了済施設増加数 ※
256	41 (16%)	31	28 (11%)	23
16,371	4,104 (25%)	3,012	1,007 (6%)	870

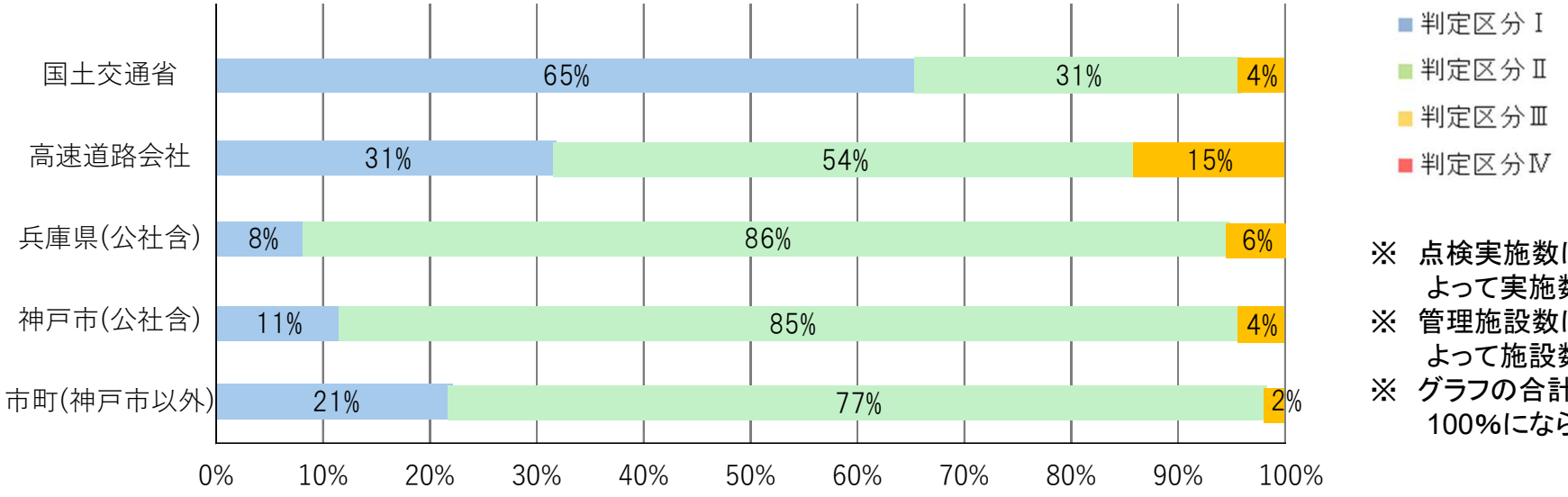
※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

令和7年度点検結果速報（橋梁）

〇令和７年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）に該当する橋梁はなし
〇判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は　２２６橋で、約３％
〇判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は　５，０９８橋で約７６％

＜＜令和７年度管理者別点検速報（橋梁）＞＞

管理者	管理施設数	Ｒ７ 点検実施数	判定区分内訳			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	1,478	326	213	101	12	0
高速道路会社	1,322	176	55	95	26	0
兵庫県（公社含）	4,967	1,091	91	932	68	0
神戸市（公社含）	2,361	398	44	338	16	0
市町（神戸市以外）	20,319	4,706	970	3,632	104	0
合計	30,447	6,697	1,373	5,098	226	0



※　点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※　管理施設数は移管等により年度によって施設数は変更する場合がある。
※　グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

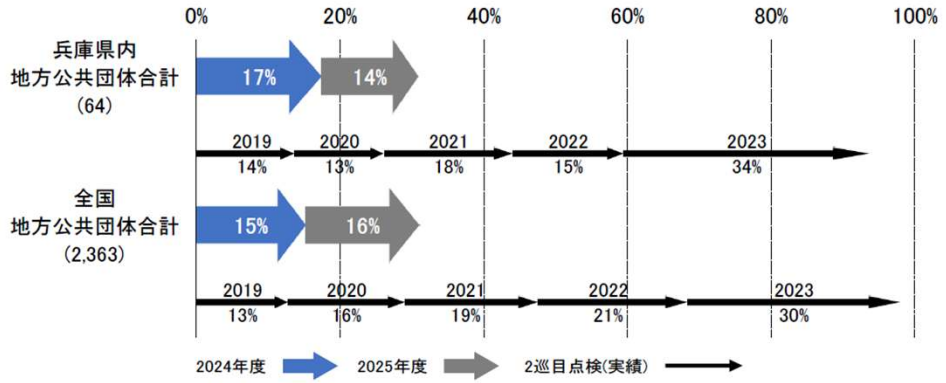
注：R8.4月時点

令和7年度点検実施速報（全体）

兵庫県内地方公共団体の点検結果速報＜トンネル＞

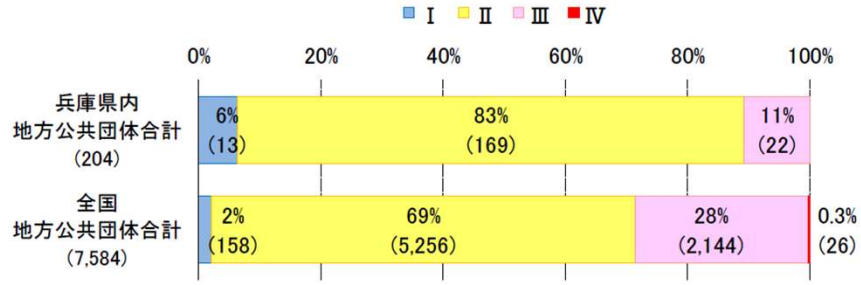
【 3巡目（2024～2025）点検の判定区分）】

3巡目点検（2024～2025年度）の点検実施率



※（ ）内は、2025年度末時点管理施設のうち、2024～2025年度に点検を実施した施設数の合計。

2025年度末時点の判定区分



※（ ）内は、2025年度末時点管理施設のうち、2014～2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※判定区分Ⅰ:健全 判定区分Ⅱ:予防保全段階 判定区分Ⅲ:早期措置段階 判定区分Ⅳ:緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況（2025年度末時点）

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B（B／A）	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C（C／A）	昨年度からの完了済施設増加数 ※
兵庫県内地方公共団体合計	19	12 (63%)	2	10 (53%)	3
全国地方公共団体合計	2,366	1,860 (79%)	190	1,344 (57%)	304

○3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B（B／A）	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C（C／A）	昨年度からの完了済施設増加数 ※
8	0 (0%)	0	0 (0%)	0
583	101 (17%)	80	34 (6%)	30

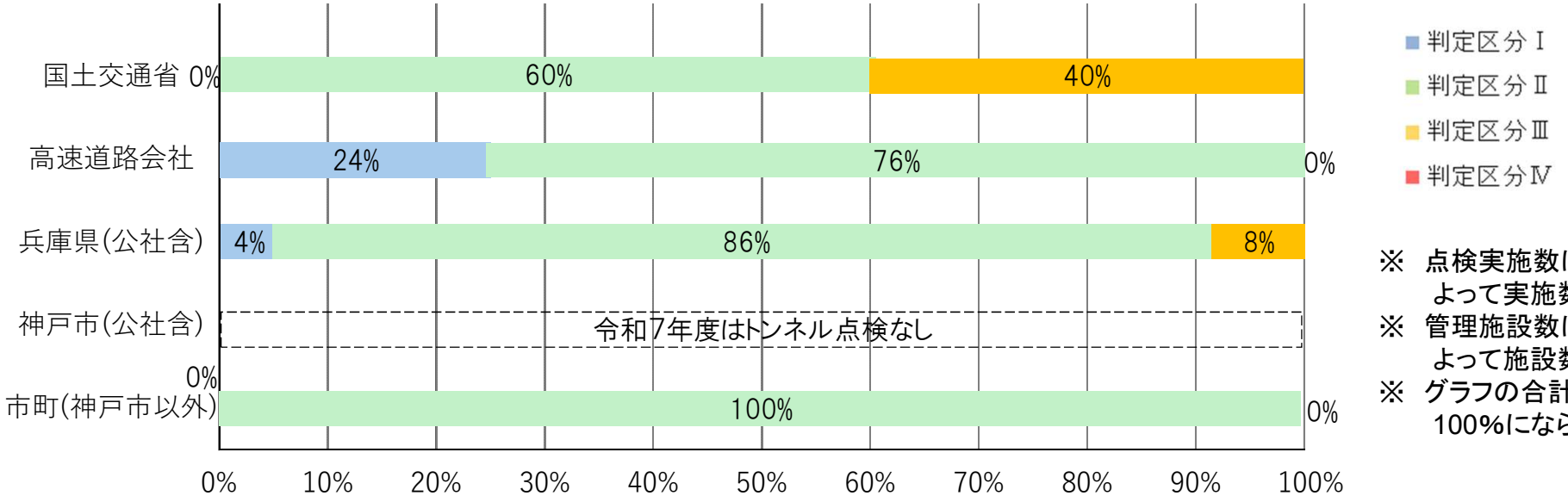
※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

令和７年度点検結果速報(トンネル)

〇令和７年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）に該当するトンネルはなし
〇判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は４本で、約５％
〇判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は６２本で、約７９％

＜＜令和７年度管理者別点検速報（トンネル）＞＞

管理者	管理施設数	Ｒ７ 点検実施数	判定区分内訳			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	58	5	0	3	2	0
高速道路会社	151	45	11	34	0	0
兵庫県（公社含）	129	24	1	21	2	0
神戸市（公社含）	46	0	0	0	0	0
市町（神戸市以外）	32	4	0	4	0	0
合計	416	78	12	62	4	0



※　点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※　管理施設数は移管等により年度によって施設数は変更する場合がある。
※　グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

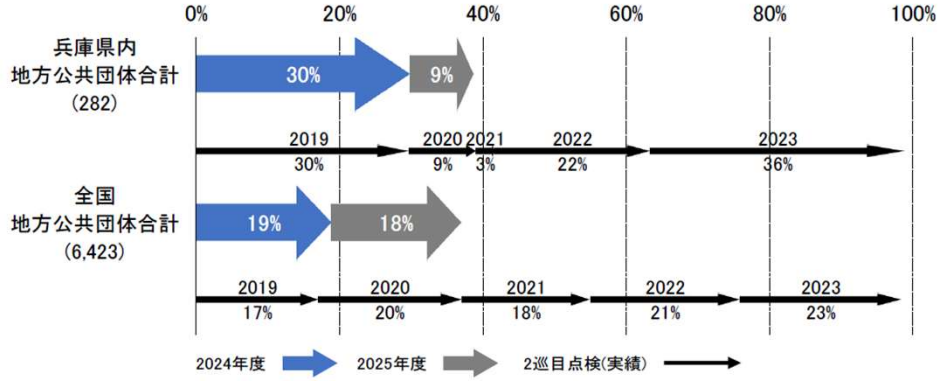
注：R8.4月時点

令和7年度点検実施速報（全体）

兵庫県内地方公共団体の点検結果速報＜道路附属物等＞

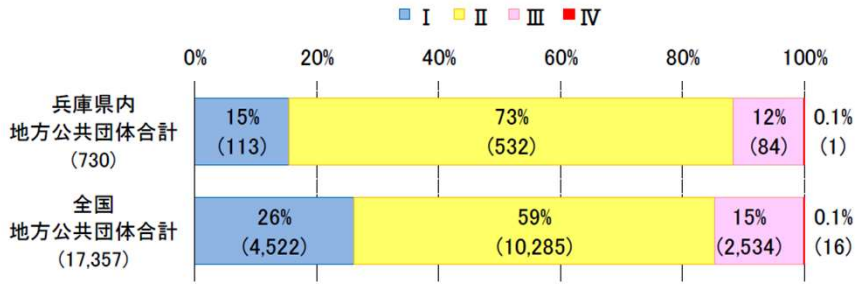
【 3巡目（2024～2025）点検の判定区分）】

3巡目点検（2024～2025年度）の点検実施率



※（ ）内は、2025年度末時点管理施設のうち、2024～2025年度に点検を実施した施設数の合計。

2025年度末時点の判定区分



※（ ）内は、2025年度末時点管理施設のうち、2014～2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※判定区分Ⅰ:健全 判定区分Ⅱ:予防保全段階 判定区分Ⅲ:早期措置段階 判定区分Ⅳ:緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況（2025年度末時点）

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B／A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C／A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※
兵庫県内地方公共団体合計	90	73 (81%)	8	45 (50%)	15
全国地方公共団体合計	2,725	2,022 (74%)	282	1,370 (50%)	387

○3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B／A)	昨年度からの着手済施設増加数 ※	措置完了済の施設数 C (C／A)	昨年度からの完了済施設増加数 ※
23	0 (0%)	0	0 (0%)	0
746	145 (19%)	111	46 (6%)	46

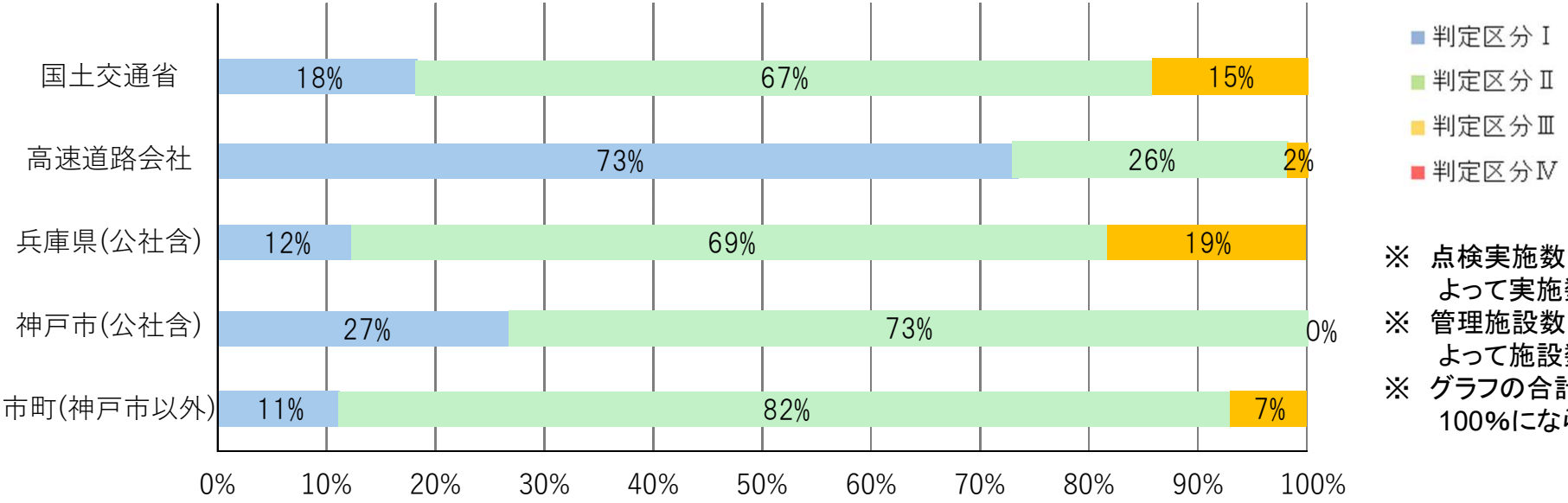
※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

令和７年度点検結果速報（道路附属物等）

〇令和７年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）に該当する道路付属物等はなし
〇判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は２９施設で、約７％
〇判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は１８９施設で、約４５％

＜＜令和７年度管理者別点検速報（道路附属物等）＞＞

管理者	管理施設数	Ｒ７ 点検実施数	判定区分内訳			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	453	121	22	81	18	0
高速道路会社	926	233	169	60	4	0
兵庫県（公社含）	268	26	3	18	5	0
神戸市（公社含）	293	11	3	8	0	0
市町（神戸市以外）	172	27	3	22	2	0
合計	2,112	418	200	189	29	0



※　点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※　管理施設数は移管等により年度によって施設数は変更する場合がある。
※　グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

注：R8.4月時点

3巡目点検計画

資料５

＜各施設の3巡目の点検予定＞

道路施設	合計	3巡目				
		R6	R7	R8	R9	R10
橋梁	29,890	3,451	6,697	7,811	7,080	4,851
トンネル	366	67	78	66	48	107
道路附属物等	2,333	394	418	243	645	633

※　令和6、7年度については、実績数量である。
　　令和8年度以降の点検予定数は、今後の計画により見直しすることがある。

令和8年度地域一括発注の状況と計画（兵庫県）

資料６

〇市町の人不足・技術力不足を補うために、市町が実施する点検・診断の発注事務を(公財)兵庫県まちづくり技術センターが受託することで、地域一括発注を実施

＜地域一括発注による令和7年度の点検実施状況＞

〇参加市町 ： 32市町(姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、多可町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町)

〇実績：4,517橋の点検を実施

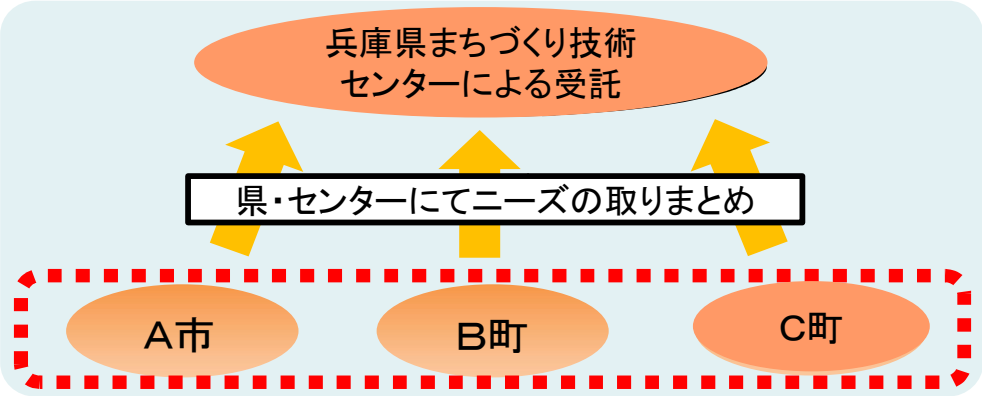
＜地域一括発注による令和8年度の点検計画＞

〇参加市町 ： 34市町(姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町)

〇現在の状況：5,263橋の点検を予定

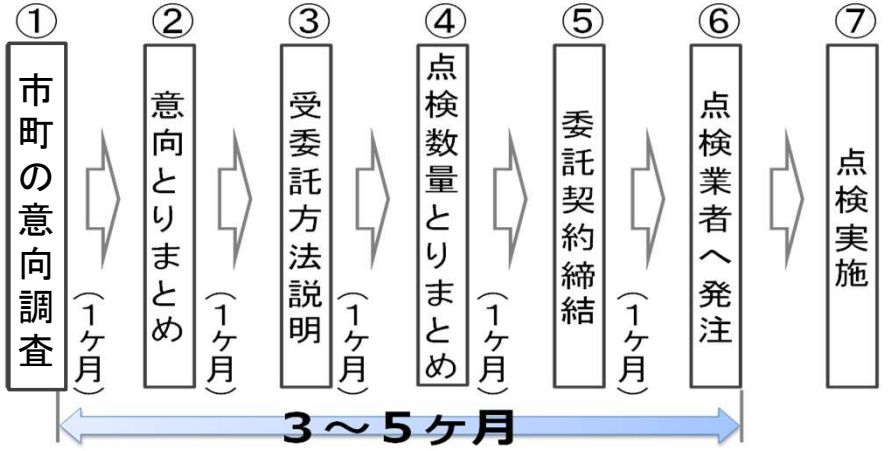
【イメージ図】

・市町のニーズを踏まえ、
地域単位での点検業務の一括発注の実施



【手続きの流れ】

・県にて市町の意向調査を実施し、
点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



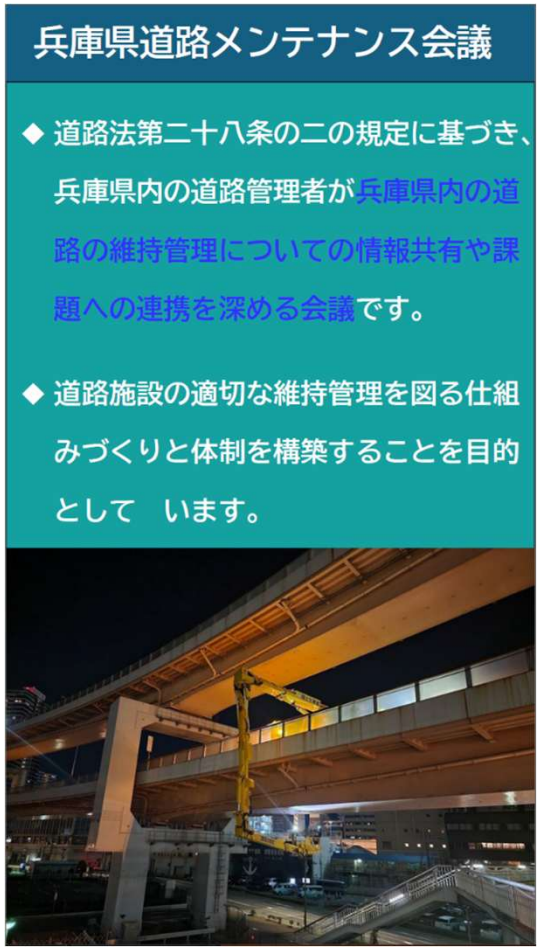
広報活動について

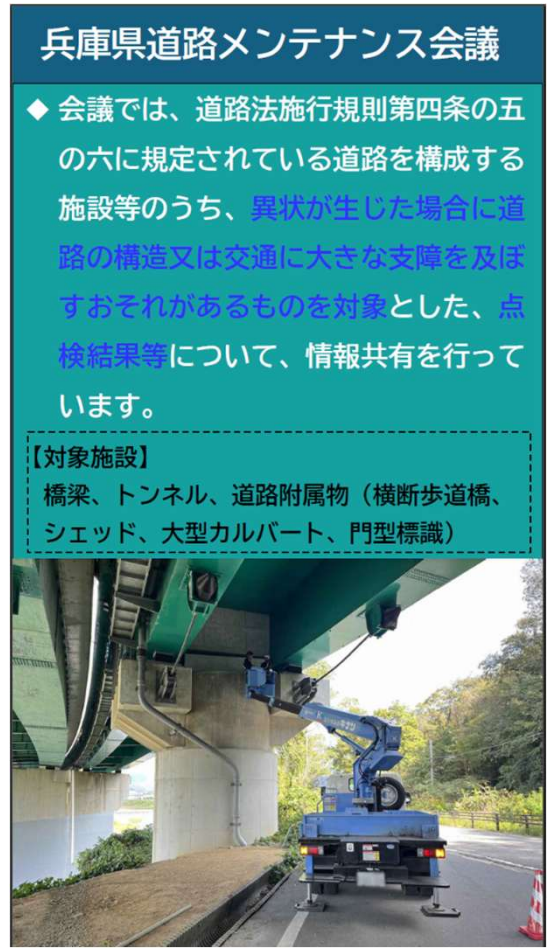
資料７

デジタルサイネージを利用して広報が可能なデータを作成しています。

「横型」・「縦型」など、モニターの大きさに応じて加工・修正が可能ですので活用をお願いします。







広報活動(案)について

デジタルサイネージの活用について

兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県内の道路延長

高速自動車国道	295km
一般国道	1,366km
県道	3,945km
市町道	25,251km



出典：道路統計年報2025より

兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県内の橋梁数

高速道路	794橋
一般国道	2,486橋
県道	4,766橋
市町道	22,352橋

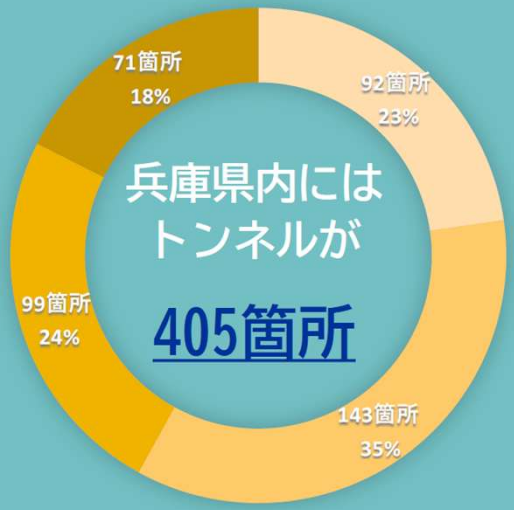
※ちなみに日本全国では約73万橋ございます。



兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県内のトンネル数

高速道路	92箇所
一般国道	143箇所
県道	99箇所
市町道	71箇所



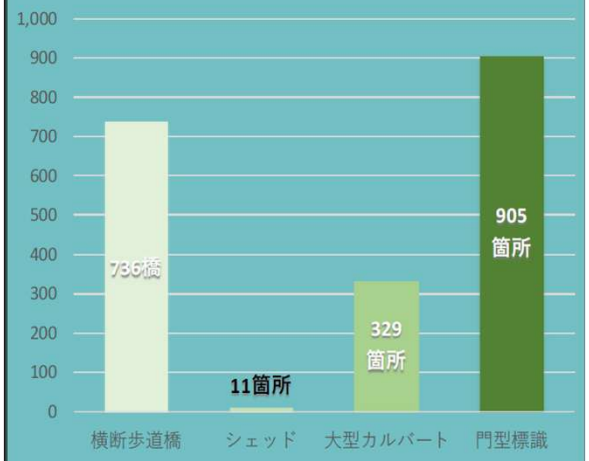
広報活動(案)について

デジタルサイネージの活用について

兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県内の道路附属物

横断歩道橋	736橋
シェッド	11箇所
大型カルバート	329箇所
門型標識	905箇所



兵庫県道路メンテナンス会議

道路メンテナンスについて

◆ 平成２４年の中央自動車道笹子トンネルの事故をうけて、平成２６年４月には、社会資本整備審議会 道路分科会より

『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』

が出されています。

◆ この提言では、道路インフラの現状や老朽化対策の課題について指摘しており、道路管理者の義務として、メンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒点検）を実施することを規定しています。

◆ 提言を受けて国土交通省では、点検要領等の作成を行い、地方公共団体に向けた事業補助制度の制定等を行い、点検を支援しています。

◆ また、道路管理者は新技術を活用するなどコスト縮減にも務めています。

兵庫県道路メンテナンス会議

点検結果に基づく対応

◆ 道路構造物の点検では、損傷の状況により下記の４段階で判定を実施しています。

Ⅰ ： 健全
Ⅱ ： 予防保全段階
Ⅲ ： 早期措置段階
Ⅳ ： 緊急措置段階

Ⅱ：予防保全段階

◆ 道路構造物は、軽微な損傷のうちに補修を行うと損傷が進行してから補修を行うよりも補修に要する費用が軽減され、構造物の寿命も長くなります。このことを予防保全といい、Ⅱ判定はこの段階であることを示しています。

Ⅲ：早期措置段階

◆ 早期措置段階と判定された構造物は、構造物の機能に支障を生じる可能性があることから、道路管理者は早期に対策を行い、機能に支障が生じないようにしています。

Ⅳ：緊急措置段階

◆ 緊急措置段階と判断された場合は、道路管理者はその構造物の使用を中止し、道路交通の安全を確保する等の対応を行います。

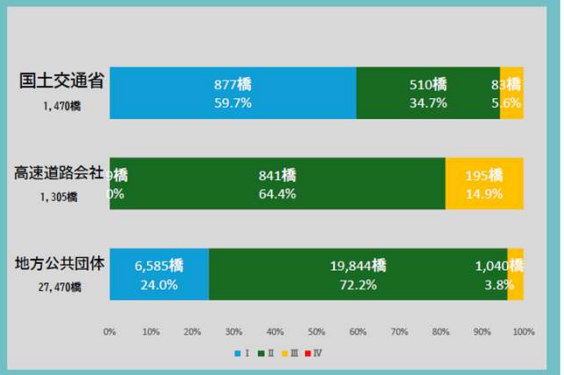
広報活動(案)について

デジタルサイネージの活用について

兵庫県道路メンテナンス会議

橋梁の点検結果
2巡目点検(令和元年度～令和5年度)

区分		定義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

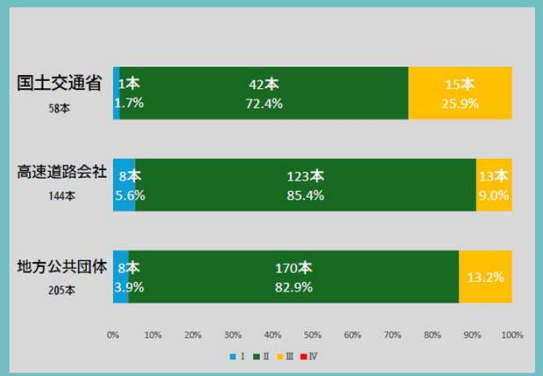


出展：令和5年度道路メンテナンス年報

兵庫県道路メンテナンス会議

トンネルの点検結果
2巡目点検(令和元年度～令和5年度)

区分		定義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

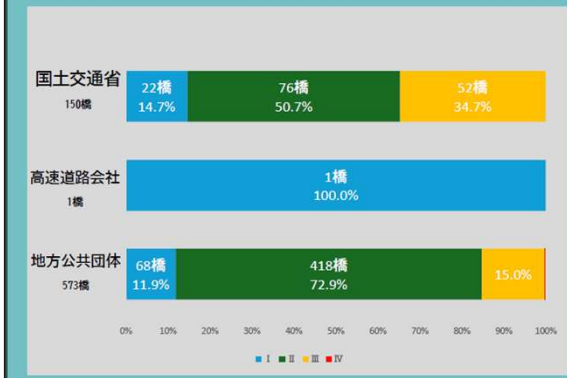


出展：令和5年度道路メンテナンス年報

兵庫県道路メンテナンス会議

歩道橋の点検結果
2巡目点検(令和元年度～令和5年度)

区分		定義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態



出展：令和5年度道路メンテナンス年報

広報活動(案)について

デジタルサイネージの活用について

兵庫県道路メンテナンス会議

メンテナンスサイクルの構築

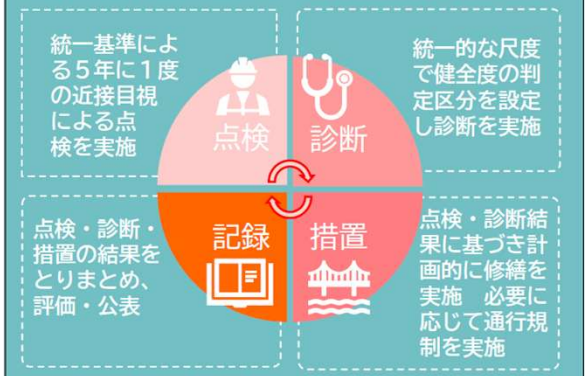
◆ 道路構造物については、個々の自然特性、道路利用状況、構造特性等の道路環境を踏まえて、定期的に点検・診断を行い、安全性及び維持管理の効率性の確保を目的とする予防保全による維持管理を基本としています。

◆ このような維持管理により、最小のライフサイクルコストで安全・安心なサービス水準を確保することが、今後の維持管理の目標です。

◆ その実現のためには、点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次の点検）という維持管理サイクルの構築が不可欠です。

兵庫県道路メンテナンス会議

メンテナンスサイクルの構築



◆ このサイクルを通して、施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための長寿命化計画等を作成・充実させ、構造物の維持管理を効率的、効果的に進めていくメンテナンスサイクルの構築を図っています。

兵庫県道路メンテナンス会議

点検結果の公表

◆ 国土交通省では、国民の皆様に社会資本の現状や課題等について知って頂き、その維持管理・更新について、国民の皆様からの支持・支援を得るために、情報の見えるかを推進しています。

◆ 道路構造物の点検結果を地図上に表示する「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」を下記のサイトで公表しています。

https://road-structures-map.mlit.go.jp/

◆ また、各道路管理者は点検結果に基づき道路構造物の長寿命化修繕計画を策定し、ホームページ等で公開を行っています。

近畿地方整備局の長寿命化修繕計画は下記のサイトで公開

https://www.kkr.mlit.go.jp/road/maintenance/roukyu/index.html